

ニューシャテル州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 11月2日、ニューシャテル州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

11月2日、ニューシャテル州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

1 店舗の閉鎖

ディスコ、ナイトクラブ、レストラン、バー、パブが閉鎖されます（ホテルを除く）。

2 店舗の入場制限

（1）店舗内の入場人数が、広さ8平方メートル当たり1人（従業員を含む）に制限されます。

（2）店舗内では、衝立等による感染防止措置が講じられている従業員を含め、マスク着用が義務付けられています。

（3）出入り口においては、消毒用アルコールジェルが提供されます。

3 見本市及び市場の禁止

（1）閉鎖された空間における見本市及び市場の開催が禁止されます。

（2）屋外で開催される見本市及び市場は、マスク着用が義務付けられます。

（3）試食を除き、飲食物の消費が禁止されます。

4 娯楽、レクリエーション及び文化施設の閉鎖

（1）ホテル内の健康施設を除き、娯楽及びレジャー施設（フィットネスセンター、ウェルネスセンター、スイミングプール、ボーリング場、ゲームセンター等）が閉鎖されます。

（2）文化施設（美術館、アートギャラリー、劇場、コンサートホール、映画館等）も閉鎖されます。

5 イベント及び集会

（1）家族同士であっても、屋内外及び公私を問わず、イベントや集会において5人を超えて集合することが禁止されます。

（2）以下は対象外となります。

- ・5人以上の家族
- ・12歳未満の子供の託児サービスは10人まで
- ・葬儀（着席のみ、マスク着用、連絡先情報の収集、参列者は最大50人まで）
- ・政治団体の集会、政治的又は市民社会のデモ及び署名収集

6 公共場所

集合の制限に加え、人が密集し社会的距離を確保できない場合は、マスク着用が義務付けられます。

7 スポーツ

身体的接触を伴うスポーツが禁止されます。

身体的接触を伴わないスポーツは、年齢制限はありませんが、参加者が5人までに制限されます。

8 適用期間

2020年11月4日(水)午後11時から11月22日(日)まで

○ヌーシャテル州発表(フランス語のみ)

<https://www.ne.ch/medias/Pages/20201102-fermeture-%C3%A9tablissements-publics.aspx>

○10月30日：ヌーシャテル州独自追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100110097.pdf>

○10月23日：ヌーシャテル州独自追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106879.pdf>

○10月17日：ヌーシャテル州独自追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104541.pdf>

○9月23日：ヌーシャテル州独自措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100097131.pdf>

○8月19日：ヌーシャテル州独自措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100086643.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>